

所管部課名	農林水産部 林務水産課			担当者	柳田 勝			
事務事業名	森のめぐみの産地づくり事業補助金							
根拠法令	森にめぐみの産地づくり事業補助金交付要綱、森のめぐみの産地づくり事業補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成30年度 予算額	592 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	592 千円	千円				
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	たけのこ生産量			400,000kg		平成33年度		
成果指標②	たけのこ生産額			116,000千円		平成33年度		
補助対象者	薩摩川内市たけのこ生産組合に加入している者							
補助対象経費	竹林改良持続的促進事業に要する補助							
補助対象事業・活動の内容	持続的なたけのこの生産を促進するために、たけのこ生産林において、地力回復・増進を図るため土壌の改良・改善に要する経費を補助							
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ		□運営補助と事業補助の両方		□その他		
補助金額又は補助率	肥料等の資材購入額の2分の1以内							
上記項目の積算方法	森林肥料：2,700円×320袋×1/2 硫 安：1,280円×250袋×1/2							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	2,100,280	100.0%	2,382,240	100.0%	2,123,201	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	支出	計	2,100,280	100.0%	2,382,240	100.0%	2,123,201	100.0%
		事業費	2,100,280	100.0%	2,382,240	100.0%	2,123,201	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	2,100,280	100.0%	2,382,240	100.0%	2,123,201	100.0%
		支出計/前年度支出計			113.4%		89.1%	
	自己資金/前年度自己資金							
	翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数								
成果指標の推移①		711,412kg		240,000kg		182,000kg		
成果指標の推移②		213,424千円		57,600千円		52,780千円		
特記すべき事項等	【前回評価】見直しの上で継続：補助事業内容の改善							
	・ 竹林改良促進の補助金について、市の財政状況と照らし合わせながら、ある程度上限を設けるべきである。（伐竹材の搬出に係る補助 2.3円/kg）							
	・ 竹バイオマス構想が立ちあがったことにより、竹を活用する機会が増えてくるため、後継者育成に尽力されたい。							
	【前回評価への回答】事業内容の見直しを実施して改善を図った。							
	・ 肥沃地対策や台風災害等による損傷地を踏まえ、持続的なたけのこ生産を促進するため、たけのこ生産林において地力回復・増進を促すため土壌改善・改良に伴う、肥料等の資材購入額の経費を補助するものとした。（2分の1以内）							
・ 伐竹材の搬出に係る補助については、本市が地方創生の取組として進めている「薩摩川内市竹バイオマス産業都市構想」に伴い、竹材の持続的・安定的供給体制の構築に向けて、補助制度の見直しを行い、補助内容（対象者の拡大、単価引上げ（3.3円/kg）等）を拡充し、平成30年度から、次世代エネルギー課が主管課となっている「竹材供給推進補助金」制度に移行した。								
【費用対効果】従来の補助制度から改善・拡充したことで、たけのこ生産量や竹産業に携わる労働者の増大に加え、たけのこ産地の安定化が期待できる。								
【その他】荒廃竹林の整備が進むことで、薩摩川内市内の景観整備、災害・防災対策、有害鳥獣対策など、副次的な目的が期待できる。								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本市の特用林産物である、早掘りたけのこ及びたけのこ生産の支援策であり、産地の強化を図るうえで、有効な手段である。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当 たけのこの優良産地として、生産基盤の整備推進を図ることは、付加価値の高い早掘りたけのこの及びたけのこ生産量の増加を目指し、生産者の所得向上にもつながるため、継続的に支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている）	A	豊富な竹林面積を有する本市において、竹林の生産基盤の整備を促進することは、地域の景観整備や災害・防災効果も期待できる点で効果は高い。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	豊富な竹資源の有効活用は、たけのこの産地拡大を目指し、また、竹バイオマス構想の観点からも支援は必要である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	交付要綱の補助金基準を満たしている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	積極的に早掘りたけのこの生産に取り組む生産者は、竹林の基盤整備の強化に取り組んでいる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	特用林産物振興に寄与するもので、公益性は適当である。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	竹材の有効活用は、たけのこ産地の強化を促進し、また里山の林の荒廃予防・防止と本市内の景観整備につながる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	薩摩川内市竹バイオマス構想により、竹の利活用する機会が多く期待できる中、本市主要の特用林産物である、早掘りたけのこの及びたけのこ生産において、生産基盤の整備推進を図ることは、生産者等の増加や意欲向上につながるため支援策は妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次) 結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《上記方向の理由》 竹資源の有効利用が大きく注目される中、市単独事業の導入は、事業効果は多大で、早掘りたけのこを含むたけのこ生産者の生産意欲も向上される。引き続き、積極的に取り組む必要があると考える。	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》		《まとめ》

森のめぐみの産地づくり事業補助金交付要領
【竹林改良持続的促進事業】

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則(平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。)を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱(平成19年薩摩川内市告示第100号)第2条の表に掲げる森のめぐみの産地づくり事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 持続的なたけのこの生産を促進するために、早掘りたけのこ生産林において、地力増進を図る土壌の改良・改善を行う者に対し経費を補助する。

(補助基準額)

第3条 補助額は、別に定める肥料等の資材購入額の2分の1以内とする。ただし、補助金の1,000円未満の場合は切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金は、次に定める要件を満たすものであって、本市に住所を有し、以下のいずれかの要件を満たすもの。

- (1) 市内に竹林を有している者で、薩摩川内市たけのこ生産組合の加入者であること。
- (2) 市内に竹林を有している所有者から竹林改良等の依頼を受けた者で、薩摩川内市たけのこ生産組合の加入者であること。

(補助対象竹林)

第5条 事業実施に要する竹林は、本市内の竹林とする。

(事業実施主体)

第6条 事業の実施主体は、薩摩川内市たけのこ生産組合とする。

(交付の申請)

第7条 規則第5条に定める補助金交付申請書を提出する際、事業計画書(別記様式1)を添付するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第15条に定める補助金実績報告書を提出する際、事業実績書(別記様式1)を添付するものとする。

(効果の測定)

第9条 森のめぐみの産地づくり事業補助金【竹林改良持続的促進事業】の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) たけのこ生産量
- (2) たけのこ生産額

(補助事業者等の責務)

第10条 森のめぐみの産地づくり事業補助金【竹林改良持続的促進事業】の交付を受ける補助事業体は、林業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。